

多文化関係学会誌『多文化関係学』(Multicultural Relations) 執筆要領

制定 2003年3月7日

改定 2018年7月28日

(使用言語)

第1条 原則として日本語または英語とする。なお、執筆者の母語でない言語で書かれた原稿(要旨を含む)は、執筆者の責任において当該言語を母語とする者に校閲を受けた後提出すること。

(形態)

第2条 ワードプロセッサ(MS-Word等)を用いて作成された原稿であること。手書き原稿の投稿は認めない。

(匿名性)

第3条 査読の公平性を期すため、執筆者の氏名、所属などは表題ページ以外には一切含めないこと。論文中に執筆者の属性および執筆者が関わるプロジェクトやプログラムなどに関する記述がある場合は、それを伏せ字とすること。
例 「アンケートは〇〇大学において実施した。」

(文体)

第4条 口語体かつ達意の表現を用い、学術論文としてふさわしいものであること。

(表記)

第5条 論文中の表記は、使用言語が英語・日本語のいずれであるかに拘わらず、米国心理学会の規程に準拠するものとする。詳しくは、下記を参照のこと。

American Psychological Association. (2010). *Publication manual of the American Psychological Association* (6th ed.). Washington DC: Author.

アメリカ心理学会(APA)編(2011). APA論文作成マニュアル 第2版(前田樹海・江藤裕之・田中健彦 訳)東京:医学書院。(原典出版年2010年)

日本心理学会 執筆・投稿の手引き(2015年改訂版)

(<http://www.psych.or.jp/publication/inst.html#inst01>より無料ダウンロード可能)

(1) 使用言語が日本語の場合、文献一覧においては上記書式に沿うよう、「。、」ではなく、「.、」を用いること(本文中の句読点は「。、」でよい)。

(2) 使用言語が英語で、日本語のデータを掲載する場合、日本語の読み書きをしない者にとっても理解可能なように発音と意味の両方を表記すること。表記の仕方については、準拠元を示し文書内の統一をはかること。

(体裁)

第6条 Word等のワープロソフトでの書式設定は以下のとおりとし、A4あるいはレターサイズ用の紙に印字して提出すること。

・周囲余白(上下左右)30ミリ

- ・ヨコ40文字、タテ30行とする。ただし、欧文の場合はフォントサイズが異なるため、ヨコ35文字で設定する
- ・使用フォントは、邦文の場合はMS明朝、欧文の場合は Times New Roman とし、論文タイトル・見出しはボールド(太字)にする
- ・フォントサイズは、邦文の場合は10.5ポイント、欧文の場合は12ポイントとする

(著作物の引用)

第7条 他の文献等より図・表などを転載する際には、掲載前に著作権者の了解を得ておくこと。その際には出典(著者名、書名・論文名、雑誌名、発行年、ページ、発行所・発行地)を引用箇所に示すこと。

(注記)

(原稿の構成)

第8条 原稿の構成は次に掲げる通りとする。

	日本語	英語
表題ページ (別紙・別ファイル で用意すること)	0. 種類 [例:論文・研究 ノート] 論文題名(日本語) 論文題名(英語) 著者名(日本語) 著者名(英語) 筆頭著者連絡先(脚注) (謝辞) [任意:脚注]	0. 種類 [例:論文・研究 ノート] 論文題名(英語) 著者名(英語) 連絡先(脚注) (謝辞) [任意:脚注]
本文 (査読対象)	1. 日本語要旨 キーワード(5語程度) 論文題名 要旨(400 - 600字) 2. 英語要旨 キーワード(5語程度) 論文題名 要旨(100 - 120語) 3. 本文 4. 引用文献一覧 5. 付録(図・表など)	1. 英語要旨 キーワード(5語程度) 論文題名 要旨(100 - 120語) 2. 本文 3. 引用文献一覧 4. 付録(図・表など)
全篇を通じてページ番号を付すこと		

(図表・写真)

第9条 図表が含まれる場合、別途鮮明な原稿の提出を求める場合がある。

(脚注)

第10条 本文中の脚注は、通し番号を付け、全てページ脚注とする。

(文献一覧)

第11条 論文末尾の文献一覧には、本文中で直接・間接引用または出典引証された文献(すなわち引用文献)のみを含めること。論文作成に際し参照したが文中で引用のない文献(すなわち参考文献)は文献一覧に含めない。

(校正)

第12条 執筆者による校正は、原則として初校のみとする。レイアウトした状態の校正紙を作成するので、修正がある場合は、その校正紙に赤字で記入し、修正指示をすること。その際の修正範囲(加筆・訂正)は植字上の誤りによるもののみとし、内容に関する加筆・修正は認めない。再校の確認はできるが、さらに追加で修正がある場合は責了とする。再校以降、学会誌編集委員会が、修正が必要と判断した場合は、修正を行うことがある。その場合の修正内容は、編集委員会に一任する。

(規程の改廃)

第13条 この要領の改廃については、学会誌編集委員会の議を経て、委員長が原案を作成し理事会で審議するものとする。

- 附則1 この規程は、2003年4月1日から施行する。
- 附則2 この規程は、2005年6月26日から施行する。
- 附則3 この規程は、2007年6月17日から施行する。
- 附則4 この規程は、2008年3月16日から施行する。
- 附則5 この規程は、2009年3月14日から施行する。
- 附則6 この規定は、2011年11月20日から施行する。
- 附則7 この規定は、2012年12月8日から施行する。
- 附則8 この規定は、2013年12月21日から施行する。
- 附則9 この規定は、2014年12月20日から施行する。
- 附則10 この規定は、2015年12月19日から施行する。
- 附則11 この規定は、2017年12月17日から施行する。
- 附則12 この規定は、2018年7月28日から施行する。